

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

県立高校での再募集を求める陳情を、 塩谷町議会と那須烏山市議会が採択！

全栃木教職員組合が県議会と県内全市町議会で提出していた「県立高等学校入学選抜で再募集を実施することを求める意見書にかかわる陳情」は、これまでに塩谷町議会と那須烏山市議会（右『下野新聞記事』6/15付）が採択しました。県議会は否決しました。

那須烏山市議会、栃木市議会から組合は陳情の説明を求められたので、高久栄一書記次長（栃木女子高教諭）が説明に行きました。以下は高久書記次長の報告です。

「6月7日、県議会は高校入試の再募集実施の本組合の陳情を不採択」、「理由は再募集を実施するには入試制度を抜本的に見直さなくてはならないから」、「全国で栃木・高知・山形・長崎の4県だけが再募集を実施していない」、これらの文章は栃木放送のHPに記載されたものです。続けて、県教委の入試要綱には「できるだけ多くの生徒を入学させる」と明示していることを指摘し、再募集を行わないことはこの要綱に矛盾していないかとも指摘していました。

この栃木放送の指摘は、私たちの主張するところと一致している、私たちの主張は心ある議会・議員には理解してもらえる、また憲法で保障されている学習権を十分保障させるためにも、再募集の早期実現が急務との思いを改めて痛感し、那須烏山市と栃木市各議会で説明に行きました。

教え子を再び戦場に送らない

陳情2件を採択
那須烏山市議会閉会
【那須烏山】定例市議会は14日、本会議を開き、青少年健全育成基本法の制定や、県立高入学選抜で再募集実施を求める意見書の提出に関する陳情2件を採択。同趣旨の意見書2件が議員提案で追加提出され、いずれも可決し閉会した。

○那須烏山市議会文教福祉常任委員会
(10時45分～11時40分)

烏山高校と烏山女子高校が統合されたことを受けて、議員の皆様から、高い関心と強い危機感を感じさせられる多くの質問をいただきました。「地域人口が減少を続ける、再募集で生徒の増加が期待できるのか」、「学校の努力不足ではないか」、「私立高校は県立高校の再募集をどう考えているのか」、「(定員割れをしている)県立学校の意味は」、「再募集は生徒のどのような権利に基づいて実施するのか」などなど。

地域の高校は生徒だけの問題ではなく、地域の精神的支柱として不可欠であること、卒業生の情報交換の場としても大きな役割を果たしているなど、議員の皆様と共通の認識を確認することができました。同時に、議員の皆様と共に、全県的視点で再募集を考えることができたのも、大きな収穫でした。熱意と高い資質を感じることで

きました。

私学の意思など、答えられない質問もいくつかあり、より深い学習と調査の必要を強く感じました。総じて陳情に賛同していただける雰囲気ではありましたが、

○栃木市議会産業教育常任委員会(13時30分～14時35分)

陳情の趣旨よりも、再募集の細かい方法についての質問が多く出されました。ほとんどの議員さんが複数回質問。「再募集して生徒が集まるだろうか」、「各学校の努力不足では」、「具体的な方法が見えない」、「趣旨は分かるがもう少し研究が必要では」、「他県の実状はどうなっているのか」、「足利から太田に生徒が希望すると聞く。魅力の問題では」などなど。栃木市では定員割れの高校が少なく、切実な問題として考えておられないように感じました。また、全県的な視点や、学習権の問題についての議論は広がりやを欠いたのは残念でした。

発言時には委員長から指名を受け起立。マイクのボタンを押し発言が終わるとマイクをオフにし着席しました。作法にさえ慣れぬまま、陳情が終わりました。

○感想

何度目かの経験だったが、手ごたえと課題を実感できました。議会への陳情は、私たちの思いを実現する有効な手段です。同時に、議員の皆様が持っている不安や思いを共有し、同じ方向に進むことを、大きな喜びと感ずることが出来ます。塩谷町や那須烏山市議会に続いて、一つでも多くの議会がこの陳情を採択されることを望みます。

「共謀罪」成立は認められない

委員会採決を省略する「中間報告」の後に、参議院本会議で強行採決された「共謀罪」法案。担当の金田大臣がまともに答えられず、およそこんなことが逮捕要件かと思われるような答弁が繰り返され、それらの疑問一つも払拭されないまま、法律となった共謀罪。

「治安維持法は間違っていなかった」とも答弁した金田大臣。小学校から学んでいる基本的人権の大切ささえ理解していない人物に、日本の法務行政を担当させていることは残念至極です。

「共謀罪」成立を受け、全日本教職員組合中央執行委員会は15日、声明を発表しました。その声明では、国民の基本的人権をどのように侵害するか以下のように述べています。

今回可決された共謀罪（改正組織犯罪処罰法）は、犯罪が起こっていない準備行為の段階で、「計画」した全員を処罰できるもので、話し合うことが監視の対象にされ、盗聴や尾行、監視などの捜査が横行することになりかねません。国会審議で、メールやLINE、フェイスブックなどのSNSが監視の対象となることも明らかになりました。憲法に保障された、思想・良心の自由、信教や表現の自由、通信の秘密を侵すものです。

国民主権、基本的人権の尊重そして平和主義。これを暗記してテストで間違わなければいい、そういう状況ではなくなってきたようです。